

○つるぎ町空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

平成25年3月19日

告示第2号

つるぎ町貞光商店街空き家対策補助金交付要綱(平成17年告示第40号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、つるぎ町商工業振興条例(平成17年つるぎ町条例第148号)第3条第4号の規定に基づき、つるぎ町内の空き店舗、空き家、空き地(以下「空き店舗等」という。)の活用を支援し、地域商工業の振興発展を図るため、新規出店者や空き店舗等の所有者及び当該空き店舗等を借り受けて商業等を営もうとする者に対し、予算の範囲内においてつるぎ町空き店舗等活用支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き店舗」、「空き家」とは、引き続き一定期間店舗、事務所又は住宅として使用されていない建物又は建物内の空間をいう。
- (2) 「空き地」とは、引き続き一定期間使用されていない土地(駐車場を含む。)をいう。
- (3) 「新規出店者」とは、新たに商業等を営もうとする者又は既に営んでいる者で、空き店舗等を活用し、町内に新たに新出店する個人又は法人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、町の商業環境の向上に資すると認められる小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業
- (2) フランチャイズチェーン方式による営業
- (3) 仮店舗、倉庫、駐車場の営業
- (4) その他町長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 出店しようとする空き店舗等において2年以上継続して営業することが見込まれ、かつ、通常週5日以上営業を行うこと。

- (2) つるぎ町商工会に加入し、経営指導等を受けること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 出店する空き店舗等を転貸して業務を行うものでないこと。
- (5) 出店する空き店舗等において、補助対象事業費に他の公的補助金等を受けていない、又は受けようとしていないこと。
- (6) その他法令及びつるぎ町条例等に違反していないこと。

2 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるときは、別に要件を定め制限することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、新規出店者や賃貸借契約により空き店舗等を貸すこととなった貸し主が当該空き店舗等の改修等に要する経費及び借り主がそこで商業等を営むために必要な経費とする。

2 町内に主たる事業所を有する法人又は個人に改修工事等を発注すること。ただし、町長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、それぞれ前条に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。)とし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、交付を受けた者につき、1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合には履歴書、法人又はその他団体である場合には、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 空き店舗等の賃貸借にあつては、当該契約書の写し
- (3) 利用目的及び貸し主の改修承諾書
- (4) 見積書の写し並びに改修等前の空き店舗等の全体及び内部や敷地の写真
- (5) 市町村民税の納税証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第9条 前条の規定により通知を受けた者が、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに補助金変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助の対象となった事業が完了したときは、実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書又は支払いを証明する書類の写し
- (2) 改修等後の空き店舗等の全体及び内部や敷地の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、これを審査し、適当と認めた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付申請又は請求に虚偽があったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 町長の付した条件に違反したとき。
- (4) その他この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。